

伊勢原市成年後見制度に基づく助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度を利用するに当たり、法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬及び費用を負担することが困難である者に対し、当該報酬及び費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 民法の規定による後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」という。）請求費用の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する後見開始の審判等を請求する者又は当該者に代わり当該後見開始の審判等を請求する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 住所要件については、民法の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が次のいずれかに該当する者

ア 助成申請時に市内に住所を有する者。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関（以下「保険者等」という。）のいずれかが本市以外の市区町村になっているものを除く。

イ 市外の施設等への入所、入居等に伴って転出した者で、保険者等のいずれかが本市となっているもの

(2) 経済的要件については、請求費用の助成対象者及び成年被後見人等が、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法の規定による被保護世帯に属する者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者

ウ 次に掲げる要件の全てに該当する者

(ア) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること（住民登録上別世帯であっても、事実上生計を一にしている場合は、同一世帯とみなす。）。

(イ) 成年後見制度を利用するために活用できる資産（100万円以下の預貯金を除く。）がない者

2 成年後見人等への報酬の助成対象者は、前項各号のいずれにも該当する成年被後見人等又は当該成年被後見人等の成年後見人等とする。ただし、当該成年後見人等が配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、この限りでない。

3 前項に定める助成対象者が死亡した場合は、当該助成対象者の成年後見人等を助成対象とする。

(助成対象経費等)

第3条 助成対象経費等は、次に定めるものとする。

(1) 後見開始の審判等の請求に要する次に掲げる費用の全部又は一部

ア 印紙代

イ 切手代

ウ 鑑定費用

エ 診断書料

(2) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第39条に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬のうち、次に掲げる条件等により算出した額

ア 成年後見人等の報酬助成対象期間は、報酬付与審判で決定された期間の最終月から起算して12か月までとする。

イ 助成額は、報酬付与の審判によって決定された報酬額以内とし、助成対象者の生活の場が、在宅の場合にあっては月額28,000円、施設に入所している場合にあっては月額18,000円を上限とする。

ウ 助成額を算出する場合において1か月に満たない日数があるときは、当該1か月に満たない日数に係る助成額は、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。

エ 医療法(昭和23年法律第205号)にいう医療提供施設(介護保険給付の対象となる施設を除く。)に入院した場合は、入院の日から3か月を経過した次の日から、施設等に入所又は入院しているものとして取り扱う。

(助成の申請)

第4条 助成を申請することができる者は、第2条に規定する助成対象者とする。

2 前項に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、成年後見制度に基づく助成金(審判請求費用)申請書(第1号様式)又は成年後見制度に基づく助成金(成年後見人等報酬)申請書(第2号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する助成金の申請は、審判確定日の180日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度に基づく助成金決定通知書(第3号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度に基づく助成金請求書(第4号様式)により、当該決定された助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成対象者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(報告)

第7条 助成決定者は、申請事項に変更があったとき又は第2条に規定する者に該当しなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金を第3条の規定に定める助成対象経費以外に使用したとき又は偽りその他不正な手段により助成を受けた場合は、助成した額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(平成28年4月1日告示第94号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(伊勢原市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱の廃止)
- 2 伊勢原市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱(平成24年伊勢原市告示第11号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前に旧要綱の規定により対象となった者は、この要綱の対象者とみなす。

附 則(令和3年4月28日告示第113号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に家庭裁判所が報酬付与の審判を決定した者について適用し、この告示の施行の日前に家庭裁判所が報酬付与の審判を決定した者については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

成年後見制度に基づく助成金（審判請求費用）申請書

伊勢原市長 様

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を調査及び確認することに同意します。

		申請日	年 月 日	
申請者 (申立人)	ふりがな氏名	-----	本人との関係	本人・配偶者・親・子 その他 ()
	住所	〒 - 電話番号 ()		
本人 (成年被後見人等)	ふりがな氏名	-----	生年月日	年 月 日
	住所	〒 -		
申請資格 (該当する番号に○)	申請者	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者 3 資産の基準を満たす者		
	本人	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者 3 資産の基準を満たす者		
申請額	円	収入印紙	円	切手
		内 訳	精神鑑定	円
			円	診断書
			円	円

添付書類

- 審判書謄本の写し
 - 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
 - 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し（裁判所が提出不要と判断した場合を除く。）
 - 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
（生活保護受給者）
 - 生活保護受給証の写し
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者）
 - 本人確認証の写し
（資産の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者）
 - 資産等申告書（別紙）及び添付書類（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券等の写し）
 - 市民税非課税世帯であることがわかる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険保険料納入通知書等）
 - 住民票の写し
- ※世帯員がいる場合は世帯全員の上記書類も提出

(第1号様式別紙)

資産等申告書 (審判請求費用助成用)

伊勢原市長 様

年 月 日

申請者 (申立人) 又は本人 (成年被後見人等) 及び生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 申請者 (申立人)

※世帯全員の現金・預貯金・有価証券等の額を全て記入してください。

	申請者 (申立人)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)
氏名		()	()	()
現金	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円
有価証券 (株・債券等) ※額面	円	円	円	円
その他	円	円	円	円
計	円	円	円	円
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属などの所有の有無	無 ・ 有 ()			

※最新の状態に記帳した預金通帳の写し (表紙、表紙の裏、残高記載部分)、有価証券等の所有が確認できる書類を添付してください。

2 本人 (成年被後見人等) ※申立人が本人の場合は1に記載してください。

※世帯全員の現金・預貯金・有価証券等の額を全て記入してください。

	申請者 (申立人)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)
氏名		()	()	()
現金	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円
有価証券 (株・債券等) ※額面	円	円	円	円
その他	円	円	円	円
計	円	円	円	円
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属などの所有の有無	無 ・ 有 ()			

※最新の状態に記帳した預金通帳の写し (表紙、表紙の裏、残高記載部分)、有価証券等の所有が確認できる書類を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

成年後見制度に基づく助成金（成年後見人等報酬）申請書

伊勢原市長 様

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を調査及び確認することに同意します。

		申請日	年	月	日
申請者	ふりがな氏名	-----			
	住所	〒 ー 電話番号 ()			
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等：弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・その他 ()			
本人（成年被後見人等）	ふりがな氏名	-----	後見等の類型	後見・保佐・補助	
	住所	〒 ー 電話番号 ()			
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 ー 電話番号 ()			
(該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者 3 資産の基準を満たす者				
助成金申請額	円	報酬付与対象期間	年	月	日～ 年 月 日

※後見人等が、本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹の場合は助成を受けられません。

添付書類

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与審判申立書（申立時に家庭裁判所に提出した全ての添付資料を含む。）の写し（生活保護受給者）
- 生活保護受給証の写し（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者）
- 本人確認証の写し（資産の基準を満たす者）
- 資産等申告書（別紙）及び添付書類（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券等の写し）
- 市民税非課税世帯であることがわかる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険保険料納入通知書等）
- 住民票の写し

※世帯員がいる場合は世帯員全員の上記書類も提出

(第2号様式別紙)

資産等申告書 (成年後見人等報酬)

伊勢原市長 様

年 月 日

本人 (成年被後見人) 及び本人と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

※世帯全員の現金・預貯金・有価証券等の額を全て記入してください。

	申請者 (申立人)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)	世帯員 (続柄)
氏名		()	()	()
現金	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円
有価証券 (株・債券等) ※額面	円	円	円	円
その他	円	円	円	円
計	円	円	円	円
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属などの所有の有無	無 ・ 有 ()			

※最新の状態に記帳した預金通帳の写し (表紙、表紙の裏、残高記載部分)、有価証券等の所有が確認できる書類を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

成年後見制度に基づく助成金決定通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名 様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました成年後見制度に基づく助成金の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	1 助成決定		2 助成却下	
	助 成 金 額	円	内 審判請求費用 円	後見人等報酬 円
本人（成年被 後見人等）氏名		生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日	
本人（成年被 後見人等）住所	〒 ー 電話番号 ()			
成年後見人等 氏名				
成年後見人等 住所	〒 ー 電話番号 ()			
却 下 理 由				

注意事項

本人又は代理人等が次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を助成目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

第4号様式（第6条関係）

成年後見制度に基づく助成金請求書

年 月 日

伊勢原市長 様

請求者 住 所

氏 名 ⑩

伊勢原市成年後見制度に基づく助成に関する要綱第6条に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2 振込先

金融機関等名	本支店（本支所）名		種 別
① 銀行 ② 金庫 ③ 信組 ④ 信連 ⑤ 農協 ⑥ 漁協 ⑦ 信漁連	店 番 号	・本店 ・支店 ・本所 ・支所 ・出張所	1 普通
			2 当座
口座番号	口 座 名 義 人		
	フリガナ		

添付書類

振込先口座がわかる通帳の写し（表紙、口座名義人、支店名、口座番号が記載されたページ）